

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原、ハ一

新潟市条例第 19 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 12 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、

第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 15 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市吏員恩給条例の一部改正)

第 3 条 新潟市吏員恩給条例（昭和 30 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 7 条第 2 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 8 条中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第 11 条第 3 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に、「懲役又は禁錮の

刑」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市職員退職年金等支給条例の一部改正)

第4条 新潟市職員退職年金等支給条例（昭和30年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第32条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市給与条例の一部改正)

第5条 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3項第1号中「禁
錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市表彰条例の一部改正)

第6条 新潟市表彰条例（昭和38年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年新潟市條
例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第8条 新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和47年新潟市条例第1号）の一部
を次のように改正する。

第6条第2号、第7条第1項第1号ア及びイ、第8条の見出し及び同条第1項第1号、

第9条第1項第1号並びに第11条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34
号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市屋外広告物条例の一部改正)

第10条 新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第11条 新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成9年新潟市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第86条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部改正)

第12条 新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成17年新潟市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第33条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第13条 新潟市心身障害者扶養共済制度条例（平成18年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第14条 新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第3号イ、第17条第5項第2号、第25条第4項第2号及び第39条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第15条 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第16条 新潟市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第17条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第18条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措

置

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第5項、第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第15条第4項並びに新潟市職員退職手当支給条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟市給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の新潟市給与条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第21条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。